

船橋市民生委員地区推薦準備会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）における民生委員・児童委員の推薦を適正かつ円滑に行うために、民生委員・児童委員の一斉改選の際に協力機関として設置する船橋市民生委員地区推薦準備会（以下「地区準備会」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置等)

第2条 地区準備会は、民生委員・児童委員の一斉改選の都度、設置する。

2 地区準備会は、市長が別に定める推薦基準に従い、当該地区における民生委員・児童委員候補者を審査し、選定する。

(組織)

第3条 地区準備会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- | | |
|---|----|
| (1) 当該区域の地区連絡協議会の会長 | 1人 |
| (2) 当該区域から選出されている自治会連合協議会の常任理事（前号に掲げる者は除く。） | 1人 |
| (3) 地区民生委員協議会の代表 | 1人 |
| (4) 地区社会福祉協議会の代表 | 1人 |
| (5) 当該区域の小学校の代表 | 1人 |

(委員の委嘱等)

第4条 委員は、市長が委嘱する。

2 委員の任期は委嘱の日からその年の11月30日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解嘱することができる。

- (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (2) 委員としてふさわしくない非行のあったとき
- (3) 前条各号に掲げる者でなくなったとき

(委員長及び副委員長)

第5条 地区準備会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は第3条第1号に掲げる者を、副委員長は同条第3号に掲げる者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、地区準備会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 地区準備会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

5 委員が当該審査の対象となる場合は、委員長が当該者に対し、退席等の措置をとることができる。

(秘密保持義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(参考意見等の聴取)

第8条 地区準備会は、必要があると認めるときは、当該地区の関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

(推薦)

第9条 地区準備会は、民生委員・児童委員候補者を審査し、選定したときは、会議終了後速やかに、所定の書式により推薦会に推薦しなければならない。

(委員の職務上の災害保証)

第10条 委員の職務上生じた災害等については、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」（昭和42年船橋市条例第33号）の規定に準じて補償するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月5日から改正施行する。